

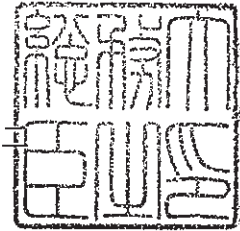


総政企第 256 号
平成24年10月26日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣
樽床 伸



諮問第 45 号

国民生活基礎調査の変更について（諮問）

標記について、厚生労働大臣から平成24年10月10日付け厚生労働省発統1010第1号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(国民生活基礎調査（基幹統計調査）の変更について)

1 調査の目的等

国民生活基礎調査は、厚生労働省が、国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の状況を総合的に把握し、同省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、同省が実施する各種の一般統計調査の報告者を抽出するための母集団情報を整備することを目的として、実施している調査である。

本調査は、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条の規定に基づく指定統計である国民生活基礎統計（指定統計第 116 号）を作成するための指定統計調査として、昭和 61 年を初回として、3 年ごとに大規模調査が、また、中間年に簡易調査が実施されてきた。その後、平成 21 年 4 月からは、新統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査として実施されており、平成 25 年に実施が予定されている本調査は、第 10 回目の大規模調査に当たる。

大規模調査においては、①世帯及び世帯員の状態に関する基本的事項を把握するための「世帯票」、②世帯員の健康状態等を把握するための「健康票」、③世帯員のうち要介護者の状態を把握するための「介護票」、④世帯員の所得状況等を把握するための「所得票」、⑤世帯の貯蓄状況等を把握するための「貯蓄票」の 5 種類の調査票により調査が行われており、調査対象は、平成 25 年調査においては、世帯票及び健康票が約 27 万 7 千世帯、介護票が約 6 千人、所得票及び貯蓄票が約 5 万世帯となっている。

本調査の結果は、厚生労働省において、健康増進・疾病対策、少子・高齢化対策、介護保険制度等の行政施策の検討に当たっての基礎資料として幅広く利用されているほか、同省が実施している一般統計調査（出生動向基本調査等）の母集団情報として利用されている。

2 諮問の趣旨

近年、生活様式の変化、高齢化の進展等を背景として、食生活や喫煙、飲酒、運動不足等の生活習慣との関連の深い「生活習慣病」（がん、循環器疾患、糖尿病等）が増加していることから、生活習慣の改善や健診等により、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。）の延伸や、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。）の是正を実現することが課題となっている。

このため、国は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号。以下「健康日本 21」という。）を策定し、この中で国民の健康増進に関する政策目標（主要な生活習慣病患者数の減少、生活習慣病関連指標の改善等）を掲げ、それを達成するための各種の取組を行っている。

こうしたことを受け、国民の健康状態、生活習慣等の実態をよりの確に把握するため、報告者の負担に配慮しつつ、調査事項等の変更を行うことについて統計委員会に諮問するものである。

3 主な変更内容

(1) 主な調査事項の変更

ア 調査内容の変更、充実

(ア) 「一般常雇者」・「契約社員・嘱託」の分割 (世帯票)

平成 24 年 8 月の労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の改正により、平成 25 年 4 月から、新たに有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるようになる。これにより、有期労働契約による労働者の実態把握が重要となるため、「一般常雇者（契約期間が 1 年以上又は雇用期間の定めのない者）」を、「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」及び「一般常雇者（契約期間が 1 年以上の雇用者）」に分割する。また、契約社員は専門的業種に従事させるために雇用される者であるのに対し、嘱託は定年退職者が一定期間再雇用される場合などが多く、両者の実態が異なることから、「契約社員・嘱託」を「契約社員」及び「嘱託」に分割する。

(イ) 通院理由の傷病に「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」を追加 (健康票)

健康日本 21 において、発症予防と重症化予防の徹底が必要とされる生活習慣病の一つとして「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」（注参照）が掲げられたことから、当該疾患と日常生活への影響等との関係を把握・分析するため、当該疾患を通院理由の傷病の一つとして新たに追加する。

（注）「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」とは、喫煙等を通じて有害な粒子を吸い込むことにより、肺の炎症が引き起こされ、呼吸に障害が生じた病態をいう。

(ウ) 「平均睡眠時間」及び「休養充足度」を追加 (健康票)

十分な睡眠による休養の確保は心身の健康を確保する観点から重要であり、健康日本 21 においても、政策目標の一つとして「睡眠による休養が十分にとれていない者の割合の減少」が掲げられたことから、睡眠時間等の実態を把握し、これと心身の状態等との関係を分析するため、「平均睡眠時間」及び睡眠による「休養充足度」を新たに追加する。

(エ) 「飲酒の状況（頻度・量）」を追加 (健康票)

飲酒は生活習慣病等の身体疾患のリスク要因となり得るものであり、健康日本 21 においても、政策目標の一つとして「生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少」が掲げられたことから、飲酒の実態を把握し、これと心身の状態等との関係を分析するため、「飲酒の状況（頻度・量）」を新たに追加する。

(オ) 「日ごろ健康のために実行している事柄」を追加 (健康票)

健康日本 21 においては、健康増進を促す基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動等の事項に係る政策目標（食塩摂取量の減少、日常生活における歩数の増加等）が掲げられたことから、当該事項に関連する生活習慣の実態を把握し、これらと心身の状態等との関係を分析するため、「日ごろ健康のために実行している事柄」を新たに追加する。

(カ) 「がん検診の受診状況」に関する調査事項の中に「勤め先での受診状況」を追加 (健康票)

現在、がん検診の受診については、市町村や職域（職場）が実施するがん検診を利用している者が多いと考えられるが、職域のがん検診の受診率等は必ずしも明らかではなく、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき策定された「がん対策推基本進計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）においても、職域等のがん検診の受診率等の実態把握が課題として掲げられている。このため、職域等のがん検診の受診率を把握し、これと健康状態や就業状況との関係を分析するため、「がん検診の受診状況」に係る調査事項中に「勤め先での受診状況」を新たに追加する。

- (キ) 介護サービスの種類に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加（介護票）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、平成 24 年 4 月から中重度の要介護者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるように「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」（注参照）が新たに創設されたことから、介護サービスの利用状況を把握するため、設問中の調査対象とする介護サービスの中に上記サービスを追加する。

（注）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれ密接に連携させながら、定期巡回訪問と臨時の対応を行うサービスをいう。また、「複合型サービス」とは、通所介護（デイサービス）を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができる一種のセットメニューのようなサービスをいう。

イ 調査事項の削除

- (ア) 「病気やけが等で支払った費用」の削除（健康票）

本調査事項については、平成 22 年に実施された前回調査（大規模調査）において、必ずしも十分な回答を得ることができず、一方で、上記アの調査内容の変更等による報告者負担の増加を考慮したとき、負担軽減を図る必要があると認められ、引き続き調査する必要性が相対的に低いと考えられることから削除する。

- (イ) 「健診の受診状況」に関する調査事項中の「保健指導等」の削除（健康票）

「保健指導等」については、過去 3 回の大規模調査でおおむね実態が把握できていることから、報告者負担を勘案して削除する。

(2) 調査方法の変更

健康票の回収方式については、従来、調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収する方式（密封回収方式）としていた。しかし、①健康票による調査結果は健康日本 21 等の政策目標の検証に使用される重要な基礎データとなること、②健康票による調査結果における「健康上の問題の日常生活への影響の有無」等について、近年、高齢者を中心に不詳が徐々に増えてきていることを勘案し、同結果の精度向上を図るため、調査員が健康票を受け取った際に内容確認が可能となるよう、調査対象世帯から健康票を回収する際に封筒に密封しない方式（非密封回収方式）へ変更する。

(3) 集計事項の変更

調査事項の追加・充実を踏まえ、生活習慣の実態やそれと心身の状態等との関係に関する集計等を充実する。

国民生活基礎調査の概要

国民生活基礎調査の概要

○調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

○調査の期日

- ・ 世帯票、健康票及び介護票：6月の第1又は第2木曜日
- ・ 所得票及び貯蓄票：7月の第2又は第3木曜日

○調査の対象

- ・ 世帯票・健康票：
全国 5,530 調査地区、約 27 万 7 千世帯（約 71 万 6 千人）
- ・ 介護票：
世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した 2,500 地区、約 6 千人（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護者及び要支援者）
- ・ 所得票・貯蓄票：
世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した約 5 万世帯（約 13 万人）（介護票の対象地区は抽出の対象から除く。）

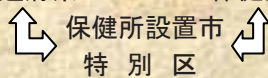
○調査事項

- ・ 世帯票：世帯員数等、住居の種類、家計支出総額等、世帯員の出生年月・学歴・就業状況等
- ・ 健康票：入院・入所の状況、健康状態、健診等の受診状況等
- ・ 介護票：要介護度の状況、介護サービスの利用状況、介護サービスの費用等
- ・ 所得票：所得の種類別金額、課税等の状況別金額、企業年金・個人年金等の掛金等
- ・ 貯蓄票：貯蓄現在高、増減理由、借入金残高

○調査の流れ

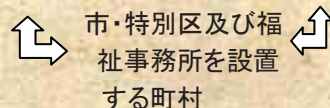
- ・ 世帯票・健康票・介護票

厚生労働省 ⇄ 都道府県 ⇄ 保健所 ⇄ 指導員 ⇄ 調査員 ⇄ 世帯



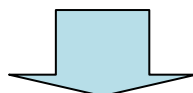
- ・ 所得票・貯蓄票

厚生労働省 ⇄ 都道府県 ⇄ 福祉事務所 ⇄ 指導員 ⇄ 調査員 ⇄ 世帯



○利活用状況

健康増進・疾病対策、少子・高齢化対策、年金保険制度、介護保険制度等の行政施策検討に当たっての基礎資料、出生動向基本調査など他の統計調査の標本調査の母集団情報として幅広く利活用



近年の重要課題(新たなニーズ)

生活習慣の変化等によるがんや循環器病などの「生活習慣病」の増加、高齢化による要介護者の増加といった社会環境の変化等を踏まえ、調査内容の見直し等を行う。

○国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（健康日本21）

- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防における慢性閉塞性肺疾患対策
- ・十分な睡眠の確保
- ・生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少
- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小

○がん対策推進基本計画

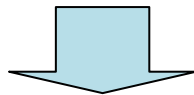
- ・職域等のがん検診受診率や精度管理の把握

○介護保険法の改正

- ・新たなサービスの創設

○労働契約法の改正

- ・非正規雇用の実態把握



主な見直しのポイント

○生活習慣病対策の基礎資料を得る

- ・通院理由の傷病に「慢性閉塞性肺疾患(COPD)」を追加（健康票）
- ・「平均睡眠時間」、「休養充足度」を追加（健康票）
- ・「飲酒の状況(頻度・量)」を追加（健康票）
- ・「日ごろ健康のために実施している事柄」を追加（健康票）

○がん対策推進基本計画のための基礎資料を得る

- ・「がん検診の勤め先での受診状況」を追加（健康票）

○制度の改正等に伴う変更

- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」を追加（介護票）
- ・「一般常雇者」、「契約社員・嘱託」の分割(世帯票)

○その他の改善等

- ・健康票の密封回収を、非密封回収へ変更
- ・新規事項の追加に伴い、一部の調査事項について利用状況や報告者の負担等も勘案して削除（健康票）

平成 2 5 年国民生活基礎調査の体系（案）

平成 2 5 年の 6 月と 7 月に実施予定の国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）は、次のような体系で行う。

また、本調査を親標本とした後続調査は、次のとおり。

平成 2 2 年国勢調査による全地区（日本全国を分割する：後置番号 1 ～ 9）＜約 101 万地区＞

↓
後置番号「1」と「8」のみ抽出

国民生活基礎調査の調査地区を抽出するための全地区 ＜約 9 6 万地区＞

↓
層化無作為抽出

厚生労働統計親標本設定 5, 5 3 0 地区

4 月 1 9 日から準備調査開始
〔地区確認、地区要図及び世帯名簿の作成、単位区設定等〕

6 月 6 日調査実施

国民生活基礎調査 世帯票・健康票 実査
5, 5 3 0 地区（約 11, 000 単位区）

介護票 実査
2, 5 0 0 地区

6 月調査実施予定

出生動向基本調査
＜国立社会保障・人口問題研究所＞
840 地区

7 月 1 1 日実施

国民生活基礎調査
所得票・貯蓄票
実査 2, 000 単位区

社会保障制度企画調査
＜政策統括官＞
360 単位区

1 0 月調査実施予定

公的年金加入状況等調査
＜年金局＞
1, 800 地区

1 1 月調査実施予定

国民健康・栄養調査
＜健康局がん対策・健康
増進栄養課＞
300 単位区

- 注) 1 後置番号「1」；一般調査区（特別調査区（常住者がいない又は著しく少ない区域）及び水面調査区（港湾区域、漁港の水域で水上生活者のいる区域等）以外の区域）
2 後置番号「8」；おおむね、50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域。
3 単位区；推計精度の向上、後続調査の調査員の方々の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区（50～60世帯）をおおむね30世帯ごとに地理的に分割したもの。

行政上の施策への利用

① 健康増進・疾病対策関連

- ◆健康診断受診者等の評価として利用（健康日本 21）
- ◆がん検診の受診者の評価として利用（健康日本 21 及びがん対策推進基本計画）
 - ・ 健康診断・健康診査の受診率
 - ・ がん検診の受診率

② 年金保険制度関連

- ◆年金財政検証結果の資料として利用
 - ・ 高齢者世帯の所得の状況
 - ・ 年金だけで生活している高齢者世帯
- ◆社会保障審議会年金部会の資料として利用
 - ・ 65 歳以上の者のいる世帯数及び構成割合
 - ・ 児童のいる世帯における母親の就労状況
 - ・ 高齢者世帯の所得分布

③ 少子・高齢化対策関連

- ◆社会保障審議会少子化対策特別部会の資料として利用
 - ・ 児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合
 - ・ 児童のいる世帯に占める三世帯世帯の割合
- ◆今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会の資料として利用
 - ・ 65 歳以上の者のいる世帯の状況
 - ・ 同居している主な介護者と要介護者等の構成割合
- ◆社会保障審議会医療保険部会の資料として利用
 - ・ 前期高齢者・後期高齢者別にみた介護が必要となった原因

④ 介護保険制度関連

- ◆社会保障審議会介護給付費分科会介護予防ワーキングチームの資料として利用
 - ・ 要介護度別の経年変化
- ◆社会保障審議会介護保険部会の資料として利用
 - ・ 高齢者の所得状況

⑤ ナショナルミニマム関連

- ◆ナショナルミニマムの基準作りの基礎資料として利用
 - ・ 相対的貧困率
 - ・ 子どもの相対的貧困率
 - ・ 子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満）の世帯員の相対的貧困率（合計・大人が一人・大人が二人以上）

⑥ その他

- ◆男女共同参画会議（監視・影響調査専門調査会）の資料として利用
 - ・ 65 歳以上の者のいる世帯の所得
 - ・ 高齢者の就業率
 - ・ 介護者・要介護者の状況

他の調査への利用

厚生労働省の国民健康・栄養調査や社会保障制度企画調査を始め、国立社会保障・人口問題研究所が行う統計調査の調査地区フレームに利用されている。

また、地方自治体が住民の健康調査などを実施するため、単位区別世帯名簿を活用し、対象者名簿の作成に利用されている。

白書等における分析での利用

「厚生労働白書」（厚生労働省）、「高齢社会白書」（内閣府）、「男女共同参画白書」（内閣府）、「経済財政白書」（内閣府）などの各種白書において、調査結果が利用されている。

例えば、「厚生労働白書」では、世帯数や平均所得金額などの基礎的情報や「人口 100 人でみた日本」の中で健康状態や健診受診状況などが掲載されている。